

令和6年度 五ヶ瀬町移住・定住 支援制度のご案内

五ヶ瀬町企画課





子育て支援

出産前宿泊費助成

○町内に産科医療機関がないことから、出産前に医療機関へ宿泊することで、安心して出産できる体制を確保する。

○助成額：1回あたり1万円を上限とし、かかった費用の3分の2を助成する。

1回の出産につき1泊を基本とするが、主治医の指示があった場合は3泊分を上限として補助する。

■町民課 保健衛生係 ☎0982-82-1704

出産祝い金

○条件を満たす場合に出産祝い金を交付。

○第一子が5万円、第二子が10万円、第三子が15万円、第四子以降が20万円。

■福祉課 保育所係 ☎0982-82-1702

子ども医療費助成制度

○中学3年生までの児童・生徒を対象に医療費を助成。

○自己負担額は保険診療分に限り無料。

■福祉課 保育所係 ☎0982-82-1702

予防接種費用助成

○生後6か月時から高校3年生までを対象に、インフルエンザ予防接種の費用助成を行う。

1回目の接種の自己負担額：2,000円 2回目の接種の自己負担額：1,300円

○妊婦を対象にインフルエンザ予防接種の費用助成を行う。自己負担額は2,000円。

■町民課 保健衛生係 ☎0982-82-1704

子育て支援センター

○親子の交流や子育てに関する相談・教室を実施。

○季節に応じたイベントの開催。

○子育て用品の貸出し等の実施。

■福祉課 福祉係 ☎0982-82-1702

一時保育

○一時的に子どもの保育が必要になった時に、保護者の就労に関係なく、有料で一時的に保育を行う。

○実施場所：町内の保育所、子育て支援センター

○利用料：保育所での預かりの場合 1日1,800円（4時間以内の場合 900円）

子育て支援センターでの預かりの場合 1時間200円

○原則、3日前までに申込みが必要。

■福祉課 保育所係 ☎0982-82-1702

ブックスタート、ウッドスタート事業

○赤ちゃんとその保護者に絵本や木のおもちゃ等を贈呈。

○ブックスタート事業対象者：4か月児健診の対象者

○ウッドスタート事業対象者：7か月児健診の対象者

■福祉課 保育所係 ☎0982-82-1702

準要保護児童・生徒就学援助費

○経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、小・中学校でかかる費用の一部を援助する。

○援助対象費用：学用品費、給食費、修学旅行に係る経費、校外活動費、医療費

■教育委員会 学校教育係 ☎0982-82-1710

佐伯勝元教育基金奨学金

○奨学金無利子貸与

対象者：大学進学する者（短大・専門学校は除く）で、保護者が五ヶ瀬町在住である者。

返済：大学を卒業してから10年以内に償還。五ヶ瀬町に帰ってくれば、その期間の返済を免除する。

○高校入学時に必要な費用の一部補助

対象者：就学援助を受けている家庭

給付額：1人あたり5万円（返済は要さない。）

■教育委員会 学校教育係 ☎0982-82-1710

つくしんぼ文庫

○赤ちゃんから大人まで楽しめる絵本や童話が置いてあり、どなたでも閲覧・貸出しが可能。希望があれば、つくしんぼ文庫の会員が読み聞かせを行う。

○場所：五ヶ瀬町町民センター1階 図書室内

○開館日時：第2・第4土曜日・午前10時から正午まで

■教育委員会 社会教育係 ☎0982-82-1710

放課後子ども教室

○放課後や長期休暇時の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを目的として、放課後子ども教室を設置。

○対象：各小学校の児童

■教育委員会 社会教育係 ☎0982-82-1710

スキー場ピッキー券発行事業

○町内の小・中学生を対象に五ヶ瀬ハイランドスキー場のリフト代無料券を発行。

■教育委員会 学校教育係 ☎0982-82-1710

スクールバス運行事業

○中学生の登下校に際し、スクールバスを運行する。

■教育委員会 学校教育係 ☎0982-82-1710



高齢者支援

高齢者運転免許証自主返納支援事業

○町内に住所を有し、現に居住している者で、満 65 歳以上の者が運転免許証を自主返納した場合に五ヶ瀬町商工会の商品券（2 万円分）を交付。

■総務課 地域情報係 ☎0982-82-1700

ふれあい広場

○高齢者のふれあいの場として病院近くの施設に設置。利用料 100 円／日。

○開設日：平日

■福祉課 介護保険係 ☎0982-82-1702

配食サービス

○1 人世帯の高齢者及び高齢者世帯を対象に、平日及び土曜日に限り、夕食を配達する。

■福祉課 介護保険係 ☎0982-82-1702

家族介護用品支給事業

○在宅高齢者を介護している家族介護者を対象に実施（課税対象者は対象外）。

○介護用品の支給決定を受けた者は、利用料として費用の 1 割を町に支払う。

○支給限度 ・本人・家族ともに非課税の場合 対象者 1 人あたり月額 6,500 円

・本人は非課税・家族は課税対象者の場合 対象者 1 人あたり月額 5,000 円

※いずれも利用料 1 割を含む

■福祉課 地域包括支援係 ☎0982-82-1248



就労支援

新規就農者育成総合対策事業

○経営発展支援事業

就農後の経営発展のために機械・施設等の導入を行う場合、国の実施要綱及び県の実施要領に基づき交付。

補助額：上限額 1,000 万円

○経営開始資金

国の実施要綱及び県の実施要領に基づき交付。

補助額：年間最大 150 万円

交付期間：最長 3 年間

■農林課 農業政策係 ☎0982-82-1705

新規就農者支援事業補助金

○以下に掲げる要件のすべてを満たすものに補助金を交付する。

- ・ 農業経営を開始して原則 5 年以内の者で、今後 5 年以上農業経営を続ける意思と条件を有する者。
- ・ 年間 120 日以上の農業従事が見込まれる者であって、年齢が 15 歳以上概ね 65 歳以下の者。
- ・ 過去に新規就農補助金等の交付を受けたことがない者。

○補助額：年間最大 60 万円

○交付期間：最長 3 年間

■農林課 農業振興係 ☎0982-82-1705

五ヶ瀬町園芸農業支援事業補助金

○以下の補助メニューにより、補助金を交付する。

- ・ 西臼杵郡の重点作物（園芸作物）苗代補助
 - ・ ・ ・ 交付対象経費の 2 分の 1 以内（新規作付のみが対象）を補助
- ・ 推進作物（グリーンリーフ、りんどう、ラナンキュラス）の新規作付用資材補助
 - ・ ・ ・ 交付対象経費の 2 分の 1 以内を補助
- ・ 中古資機材（ハウス・農機具）の購入費、移設費補助
 - ・ ・ ・ 交付対象経費の 3 分の 1 以内を補助
- ・ 省力化、維持管理等に係る資材購入補助
 - ・ ・ ・ 交付対象経費の 3 分の 1 以内を補助

○補助上限額：1 件あたり 100 万円

■農林課 農業振興係 ☎0982-82-1705

新規開業等支援事業

○店舗を新築または空き店舗・空き家を購入、もしくは賃貸して開業する者で、次に掲げる要件を満たす者を対象に補助金を交付する。

○補助対象者：五ヶ瀬町商工会の会員となり、開業にあたり必要な許認可を受けている者。
2年以上の営業が見込める者。

○補助対象経費：開業による新規店舗の建設並びに空き店舗及び空き家の改修工事に要する経費が30万円以上であること。

店舗の宣伝広告に要する経費が30万円以上であるもの。

単価が10万円以上の備品購入（備品購入のみの場合は対象外。）

○補助金額：対象経費の2分の1以内の額。

限度額 ・新規開業に係る工事費 100万円

・備品購入費 40万円

・印刷製本費または委託料 30万円

■企画課 商工観光係 ☎0982-82-1717



住まいの支援

空き家情報バンク制度

○町内の空き家で、賃貸及び売買を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、町内への定住等を目的として利用を希望する者に対して提供する。

■企画課 企画政策係 ☎0982-82-1717

空き家利活用促進支援事業補助金

○町外に3年以上居住する者で空き家の改修及び不要物の撤去に要する経費を補助。

○対象経費：空き家の改修及び不要物の撤去（家財道具処分）費用で、同一申請者及び同一物件に対して1回を限度とする。

○補助金額：対象経費の2分の1以内の額で限度額100万円。

別途、子ども加算及び太陽光発電施設設置加算あり。

■企画課 企画政策係 ☎0982-82-1717

移住者向け住宅建築支援事業補助金

○町内において住宅の新築または家族所有の住宅を増改築する移住者へ経費を補助。

○対象経費：住宅の新築、増改築に要する経費が100万円以上のもの。

○補助金額：対象経費の2分の1以内の額で限度額100万円。

別途、子ども加算及び太陽光発電施設設置加算あり。

■企画課 企画政策係 ☎0982-82-1717

移住・定住奨励金

○町内に住宅を購入または賃借する移住者で、当該物件に5年以上居住する意思があり、かつ自治会に加入した者を対象に奨励金を交付する。

○交付額：一世帯一律10万円。

■企画課 企画政策係 ☎0982-82-1717

低炭素木の住まい助成事業補助金

○自ら居住する住宅を町内に新築または増築（いずれも概ね500万円以上）する者に対し、町産材1立方メートルあたり2万円を補助する。

○交付上限額：40万円

■農林課 林業振興係 ☎0982-82-1705

薪ストーブ利用推進事業補助金

○自ら居住する町内の住宅に未使用の薪ストーブを設置する者に対し、薪ストーブ等の設置にかかる経費の2分の1以内の額を補助する。

○交付上限額：10万円

■農林課 林業振興係 ☎0982-82-1705